

J A 伊勢

振り込め詐欺被害にあわれた方へ (振り込め詐欺救済法について)

1. 振り込め詐欺救済法

平成 20 年 6 月 21 日から、いわゆる「振り込め詐欺救済法」(正式名称：犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律、以下「本法」といいます。)が施行されました。この法律により、犯罪利用口座を凍結し資金流出を防ぐことができた場合に、その残高を被害にあわれたお客様に分配することになりました。

つきましては、分配までの手続についてご案内いたします。

本法については、全国銀行協会ホームページでも詳しい説明がご覧になれます。

http://www.zenginkyo.or.jp/topic/hurikome_kyusai/index.html

振り込め詐欺に関する情報・注意点については、J Aバンクホームページにてご確認ください。

<http://www.jabank.org/attention/furikomesagi/>

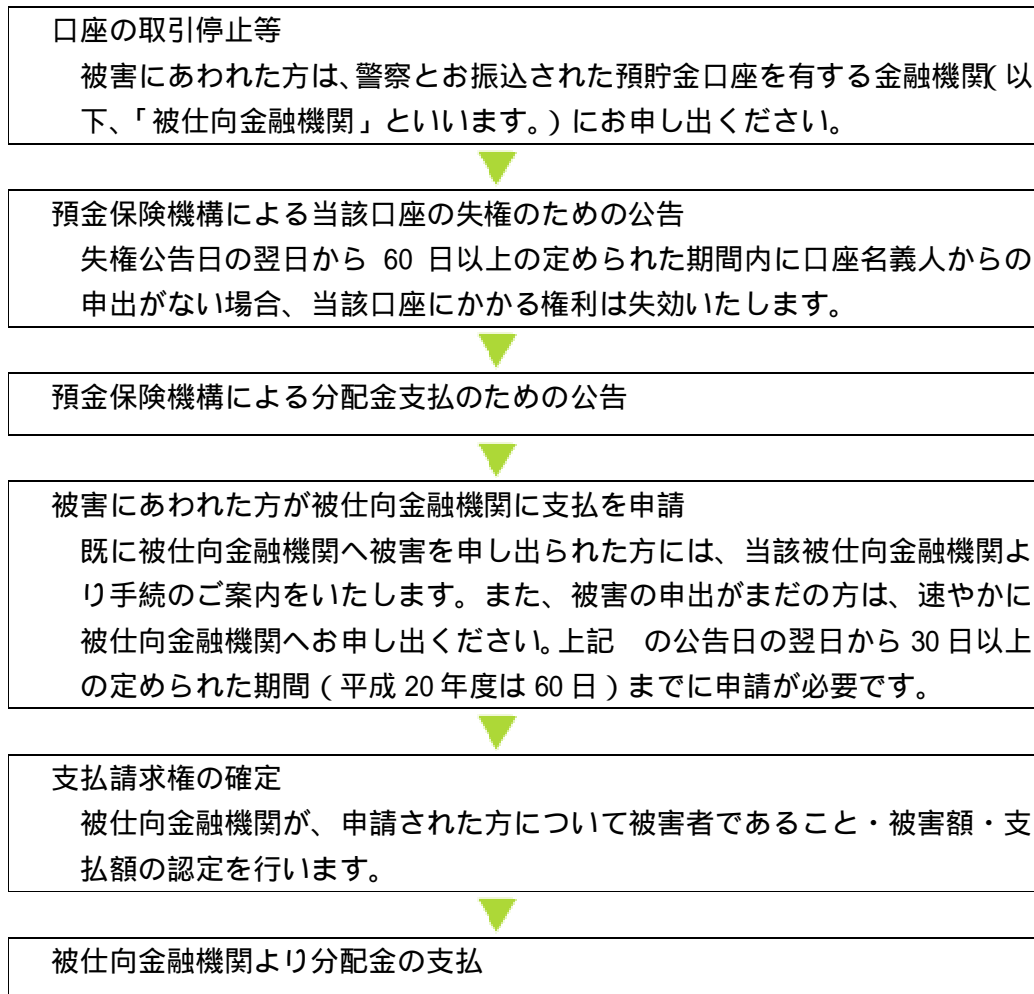
2. 対象となる犯罪利用口座

本法の対象となる「犯罪利用口座」とは、詐欺その他の人の財産を害する犯罪行為(「振り込め詐欺」「インターネットオークションを利用した詐欺」「闇金融」等)において振込先となった預貯金口座のことです。

犯罪利用口座凍結時の残高が 1,000 円未満の場合には、本法による支払手続の対象となりません。

犯罪利用口座の残高が、分配する金額の上限になります。複数の被害者の方から支払要請がある場合には、残高を被害額に応じて按分した額(被害額を上限とする)を分配します。

3. 手続の流れ



および の公告は、預金保険機構のホームページに掲載されますので、お振込みになった口座の有無をご確認ください。毎月 1 日と 16 日(休日の場合は翌営業日)に、口座失権のための公告がなされています。

預金保険機構ホームページ：<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>

上記 3. のとおり、支払手続には 90 日以上(平成 20 年度は 120 日以上)の日数がかかります。

当 J A の貯金口座にお振込をされて被害にあわれ、既に被害を申し出られた方には、当 J A より手続のご案内をいたします。

4. お問い合わせ先

振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当JAの貯金口座にお振込された方、また、
本法に関するご質問等がございましたら、以下までお問い合わせください。

振り込め詐欺被害資金の返還に関するお問い合わせ先

JA伊勢 **金融部 金融事務審査課**

電話番号： 0596-62-1123

受付時間： 月曜日～金曜日（祝日、振替休日および年末年始を除く）

AM9:00～PM5:00